令和５年度広島市中小企業融資制度

借　換　融　資

広島市では、厳しい経済環境の中におかれている市内中小企業者等の皆様を対象に、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化、経営の安定化を目的とした「借換融資」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご　利　用 いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれにも該当するもの ア　広島県信用保証協会の信用保証付きで借り入れした、本市制度融資の借入金（据置期間中の借入金、償還期間が１年以内の短期借入金は除く。以下「既往保証付借入金」という。）の残高があるもの イ　本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの
資　金　使　途	既往保証付借入金を含む保証付借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金
融資限度額	８，０００万円以内 （うち返済資金以外の新規運転資金は、１，０００万円以内とする。）
融　資　期　間	１０年以内（うち据置１年以内）
融　資　利　率	年２．１％以下
信　用　保　証	すべて保証付き 一般保証利用　保証料率　保証協会の定めによる セーフティネット保証利用　保証料率　年０．７％
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	取扱金融機関又は広島県信用保証協会にそれぞれが定める書類を準備のうえ、申込をしてください。 ただし、セーフティネット保証を利用する場合は、市長の発行する認定書が必要です。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。